

2 地方公共団体が扱う手続(地方自治法第2条第8項自治事務)

事 項	根拠規定	年間平均 申請件数	13年度	14年度	15年度	備考
土地立入の許可	土地収用法第11条第1項	10	実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
事業の認定	土地収用法第20条	600	実施方策検討			1. 申請書類のうち、図面、民間が発行する意見書、過去に取得した免許、許可又は認可等を証する書面が大きな部分を占めており、それらのオンライン化及び実施方策の提示は平成15年度までには困難である。 2. 公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
土地の形質変更の許可	土地収用法第28条の3第1項	0	実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第30条第1項	0	実施方策検討			
土地等の取得完了の届出	土地収用法第30条の2(第30条第1項準用)	300	実施方策検討			
収用又は使用の手続保留の申立書の提出	土地収用法第32条第1項	0	実施方策検討			1. 財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。 2. 公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第34条の2第1項	10	実施方策検討			

事項	根拠規定	年間平均申請件数	13年度	14年度	15年度	備考
工作物新築等の承認	土地収用法第89条第1項	0	実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
権利、物件及び土石砂れきの収用に係る事業の認定	土地収用法第138条(第20条準用)	0	実施方策検討			
土地等の形質変更の許可	土地収用法第138条(第28条の3第1項準)	0	実施方策検討			
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第138条(第30条第1項準用)	0	実施方策検討			
権利等の取得完了の届出	土地収用法第138条(第30条の2準用)	0	実施方策検討			
収用又は使用の手続保留の申立書の提出	土地収用法第138条(第32条第1項準用)	0	実施方策検討			
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第138条(第34条の2第1項準)	0	実施方策検討			
工作物新築等の承認	土地収用法第138条(第89条準用)	0	実施方策検討			
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請	新都市基盤整備法施行規則第42条	0	実施方策検討			実績なし。今後の申請も当面想定されていないため、今後の動向を踏まえ検討
土地立入の許可	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第11条第1項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
障害物の伐採及び土地の試掘等の許可申請 伐除及び土地の試掘等の許可	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第14条第1項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
測量等による損失の補償裁決	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第94条		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。

事項	根拠規定	年間平均申請件数	13年度	14年度	15年度	備考
事業概要書の受理	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項		実施方策提示 検討			1. 財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。 2. 申請を受理した後、協議会構成員(複数)への送付を予定しており、申請書類は一括受理が適当であり、部分的オンライン化は困難。
使用認可申請書の受理	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条		実施方策提示 検討			1. 財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。 2. 申請を受理した後、協議会構成員(複数)への送付を予定しており、申請書類は一括受理が適当であり、部分的オンライン化は困難。
権利の譲渡の承認	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第28条第1項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
事業の廃止又は変更の届出の受理	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第30条第1項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
和解調書の作成	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第32条第4項において準用する土地収用法第50条第2項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。

事 項	根拠規定	年間平均 申請件数	13年度	14年度	15年度	備考
和解調書の作成	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第37条第2項において準用する第32条第4項において準用する土地収用法第94条第6項において準用する同法第50条第2項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
航空機騒音障害防止特別地区内における学校、病院、住宅等の建築の許可	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項	0	実施方策検討			本件は現状においては、一部の県及び市町村のみが対象となる手続きであり、実施方策の提示については今後の動向を踏まえ検討
航空機騒音障害防止特別地区内において建築物の用途を学校、病院、住宅等に変更しようとする場合の許可	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第5項(第5条第2項準用)	0	実施方策検討			本件は現状においては、一部の県及び市町村のみが対象となる手続きであり、実施方策の提示については今後の動向を踏まえ検討
手続数合計	27	-	-	-	-	